

1、参議院議員選挙に関連する諸課題について

通常国会も終わり、日本中が参議院選挙に向けて動き出しています。政府与党は、アベノミクスは道半ばであり、そのエンジンをフル回転させて景気の回復を図るとし、一方野党は、アベノミクスはすでに失敗しており、消費税の増税を再延期せざるをえなかったことがその証拠だとしています。こうした経済問題に加えて、憲法に違反する安全保障関連法への対応と民主主義、立憲主義を守るかどうかも重要な争点になると思います。そこで、選挙に関連して、何点かお尋ねいたします。

(1) アベノミクスの成果について

最近の各種世論調査によると、景気は良くなっていない、アベノミクスは方向転換すべきという意見が多数を占めるようになってきました。一時的な株高や円安により大企業は利益を上げたかもしれませんが、地域経済や私たちの生活は冷え込んだままであり、格差が拡大し、安倍首相の言うトリクルダウンはここ山口では全く感じられないというのが実感です。そこで、山口県の経済、景気の状態がどうなっているのか、日銀による基調判断や消費、設備投資などの状況、有効求人倍率の推移などの各種指標を踏まえて、県としてどのように認識しておられるのかお伺いいたします。

(2) 主権者教育について

今回の選挙で初めて選挙権を行使することになる18歳以上の若者に対する主権者教育について、まず、選挙管理委員会にお聞きいたします。これまで実際にどのような取り組みをされましたか。高校などへの出前講座などの実施状況も含めて、その現状を教えてください。

次に、高校など学校での主権者教育についてお伺いいたします。

2月議会でも引用しましたが、山口県が作成した主権者教育に関する教員用の「手引き」によると、社会問題について生徒が意見を言い、討論する機会を設けるなど、単に選挙の仕組みを教えるだけでなく、生徒に自ら考え、判断する力を身につけさせることとされていましたが、その後の実施状況についてお聞きいたします。

県下の公立高校すべてで、主権者教育は行われたのでしょうか。

1校当たり、どの程度の時間行われ、参加者数は何人くらいになったのでしょうか。

討論などは、どの程度行われたのでしょうか、そこで取り上げられた社会問題などの具体的な事例がありましたら、併せて教えてください。

また、生徒の学校外での政治活動等に関する取り扱いについて、お尋ねいたします。

文部科学省から示された事前届け出制の導入については、2月議会で、各学校の自主的判断に委ねる方針であることが示されました。これまでに、事前届け出制を導入した学校は、あるのでしょうか、教えて下さい。

(3) 公職選挙法の解釈について

今回の参議院議員選挙の山口県選挙区では、野党3党が候補者の擁立を見送り協力して無所属候補を応援することになり、現職との事実上の一騎打ちという構図になりそうです。憲法がないがしろにされ平和が脅かされるという状況に危機感を抱いた県民の間にも、民主主義・立憲主義を取り戻すために立ち上がろうという機運が盛り上がり、政党だけに頼るのではなく、県民が主体的に選挙に取り組むことを目的に「みんな選挙やまぐち（ミナセン）」という団体が結成され、従来にない新しい動きとして注目されています。

経験も少ない一般市民、県民が実際の選挙に直接関わる際にいつも疑問に思うのが、公職選挙法の解釈です。お金で票を買ったり、仕事上の地位を利用して投票を強制したりしてはいけないことは誰でもわかります。しかし、候補になる予定の人の名前や政策などを広く知らせるための様々な活動を行う場合に、公職選挙法上事前運動として違反になるのはどのような行為か、どこまでなら適法なのか、その境界が明確でなく、いつも問題になります。疑問が生じた場合に、私たちが頼れるのは、もちろん、選挙管理委員会と警察です。そこで、両者にお聞きいたします。

公示までの事前の活動について、どんなことをすれば違反になるのか、県民にわかりやすく具体的に教えて下さい。

## 2、特別職の出張に係る経費の支出状況等について

東京都の舛添知事のお金の使い方について、様々な疑惑が生じ、東京都議会でも連日のように審議が行われています。

まず、海外出張について、パリ・ロンドンへの出張で約5千万円かかったと言われています。飛行機はファーストクラスを使い、宿泊は最高級ホテルのスイートルームで1泊19万円だそうです。すべてにおいて私たちの常識をはるかに超えるもので、驚かされます。

さらに、家族旅行の費用や家族との飲食代、多数の美術品の購入まで何でも政治資金が使われていたとのこと。公私混同も甚だしいと思います。

違法ではないという第三者の調査結果も発表されましたが、違法でなければ何をしてもいいわけではありません。そこには、自ずから限度があるというべきでしょう。これでは、有権者や職員の信頼は得られず、都政をリードすることは難しいのではないのでしょうか。

村岡知事は、まさかあのようなことはないでしょうけれども、折角の機会ですから、経費の節減という意味も含めて、山口県の旅費などのあり方について確認しておきたいと思います。旅費規定があると思いますが、海外出張の際の旅費について、飛行機の座席クラス、ホテル宿泊費など主なものについて、知事や副知事などの特別職、その他の管理職などに分けてご説明ください。また、議員の場合はどのような取り扱いになるのか、併せて教えて下さい。

知事は就任されて2年余りが経過しましたが、この間、何回の海外出張に行かれたか、行き先とその目的、随行者の人数、そして出張旅費の額を教えてください。

東京都にも旅費規定がありますが、特別の事情がある場合にはそれによらないこともできるという例外規定があり、舛添知事はそれを使っていたようです。山口県の旅費規定にもそうした例外規定があるのでしょうか。

また、国内出張の場合の交通費や宿泊費の支給基準についても教えてください。

関連して、出張の際には特別の手当てが支給されるのでしょうか、そうであれば、その額と支給基準などを教えてください。

### 3、米軍基地問題について

#### (1) 米軍属・軍人による犯罪について

先月、沖縄で再び不幸な事件が起こりました。アメリカ軍の基地で雇用されている民間人、軍属が若い女性を殺害し遺棄するという痛ましいものでした。さらに、つい先日は、アメリカ兵が飲酒運転で事故を起こしました。

沖縄からは轟々たる抗議の声が上がり、政府も直ちに遺憾の意を表明し、アメリカ側に抗議と再発防止を求めました。時あたかもサミット出席のために来日したオバマ大統領に安倍首相自ら、抗議の意思を伝えました。

こうした事態を受け、岩国では、今月11日に市民による緊急抗議集会が開かれ、19日には沖縄で抗議のための県民大会が開催される予定です。

米軍基地を抱える岩国も、同じような危険と隣り合わせにあり、市民の間には不安が広がっていると思いますが、知事として、このような状況をどのように受けとめておられますか、お伺いいたします。

今回の事態を受けて、早速、アメリカ軍による夜間外出禁止令が出され、パトロールなども強化されているようですが、いずれも対症療法に過ぎず、問題の根本的解決にならないことは、これまでの経験で明らかです。

どうして、こうした犯罪が繰り返されるのでしょうか、その原因の一つとして、日米地位協定の不平等性があると思います。アメリカ兵などが事故や犯罪を起こしても、米軍基地の中に逃げ込めば日本の司法、捜査権が十分に及ばないという状況にあります。これでは、犯罪の抑止効果が限定され、政府がいくら抗議し再発防止策をアメリカ側に要請しても、決して事件、事故はなくなりません。こうした地位協定の問題点につき、どのように考えておられますか、知事の率直な思いをお聞かせ下さい。

#### (2) 空母艦載機の先行移駐について

先日の沖縄県議選で、知事を支える与党側が圧勝、議会の多数を占めることになり、普天間基地の辺野古移設は一段と困難になったと思います。普天間基地移設の見通しが立たないうちに空母艦載機の移駐のみを切り離して進めることはできない、つまり岩国への先行移駐は認められないというのが県の一貫した立場だと思いましたが、そのお考えに変わりはないのでしょうか、改めて確認しておきます。

空母艦載機の移駐予定がいよいよ来年に迫り、基地内や愛宕山では、関係施設の建設工事が急ピッチで進められています。一方、辺野古移設工事は国と県の和解を受けて完全にストップしており、そうした状態が来年まで続くとすれば空母艦載機の移駐のみを切り離してすすめることは認められない、先行移駐は容認しないというのが岩国市の方針であり、県としても足並みをそろえるという理解でいいのですね、つまり、現実空母艦載機はやってこないということですね。念のため確認しておきます。

### 4、林道工事に伴う残土処理について

4月初旬のある日、岩国市美和町生見川地区の自治会長さんから突然電話があり、大雨で川に茶色の水が流れ出て、上流を見に行ったら大量の土が沢に積み上げられている、と相談がありました。早速写真を届けてもらい、岩国農林事務所へ行って尋ねると、県が発注した林道工事に伴う残土を仮置きしている箇所のことだとの説明を受けました。

私が今回の件で一番驚いたのは、この工事に関して、下流数百メートルに住む住民への事前説明会を、県は一度も行っていなかったということです。というのもこの集落の一部は、昨年 9 月に県が土砂災害防止法に基づく特別警戒区域いわゆるレッドゾーン（以前からイエローゾーンであった）に指定されました。また、数十年前に大水害が起こり、家屋が流され犠牲者も出たことがあると自治会長さんから聞きました。それにもかかわらず、警戒区域に指定された同時期に土砂の搬入が始まっているのです。

昨今、自然災害に対する住民の意識はたいへん高まっていますし、県が机上で考えられていることと、実際に住んでいる住民との意識のずれも、この件を通じて痛感いたしました。もしも住民からの通報がなかったならばこの残土処理場には、現在搬入されている 2600 立方メートルの約 9 倍もの土砂が運び込まれていたことになる訳ですが、これから梅雨に向かって肅々と工事が続けられていけば、土砂災害などの危険性は増すこととなります。住民が気づかなければ、説明会もしない、安全策もしないという県の対応に対して、不信感が残った事例です。

そこで、今回の工事の経緯や疑問点について、何点かお尋ねいたします。

まず、今回の残土が発生する原因となったのは、大規模林道工事だとお聞きしましたが、以前、独立行政法人緑資源機構が全国的に行っていた事業のことでしょうか。そうであるとすればこの法人は、官製談合事件などが発覚しすでに解散しています。その際、各種事業は必要に応じて都道府県に移管されたと聞いていますが、山口県においていまだにこうした事業が行われていることに驚きました。その実施主体、県内で実施される全体計画、総事業費、現在までの進捗状況、県の予算はどの程度使われているのかなど、具体的に教えて下さい。

また、県民の安心安全を守る立場として、今回の経緯をどのようにお考えか、率直なお考えをお聞かせください。

その後、県では地区住民への説明会を何度か重ね、林道工事の切土で発生した土を、捨てるのではなく盛土工事に設計変更して使うことで、土砂を除去するという結論に達したということです。

現在の残土、トラック 1300 台分の撤去費用と日数、撤去した後の復元などについて具体的にお伺いいたします。今回の撤去によって一旦伐採された山はどうなるのか、撤去後最終的にはどのようなようになるのか、この工事が終了する時期もお答えください。

また、この残土処理場が決められた経緯についてお伺いいたします。誰が、どのような手続きを踏んで選定したのでしょうか。それに岩国市はどの程度関与していたのか、また山の所有者との契約についても詳しくお答えください。

\*\*\*\*\*

## 〈再質問〉

### 1 参議院議員選挙に関連して

#### (1) アベノミクスの成果について

県内経済の動向を見ると、最近になり消費が落ち込み、景気に陰りが見えているという状況にあるようです。アベノミクスの成果が実感できていないというのが、県民の率直な思いではないでしょうか。有効求人倍率は比較的高い水準で推移していますが、その中で、唯一岩国の数値だけが継続的に低下し、従来 of 県下でも一番高い水準から、最

近では一番低いところまで急速に落ちているのが気になります。岩国地区の業種別の求人数や非正規労働者に対する求人の動きなど、どこにその原因があるのでしょうか、教えてください。

## (2) 主権者教育について

(出前講座について一選管)

県立高校ではほとんど全校で、主権者教育を実施されたとのことのお答えでした。

実際に学校に出かけて選挙の仕組みなどを説明されたのだと思いますが、高校生などの反応、関心は、どうでしたか。質問などはたくさん出ましたでしょうか、お尋ねいたします。

(学校での主権者教育)

高校での主権者教育について伺います。

「これまでに前例のないことで、対応に苦労している」

これは新聞に紹介された県内ある校長先生の発言です。

選挙のハウトゥーを一方向的に教えるという事務的指導ではなく、生徒の関心を高めるためにどう取り組むべきか悩んでおられる現場の責任者の気持ちがよく表れていると思います。

一昨日ですか発表された主権者教育に関するアンケートでは、本県と同じく全国ほとんどの高校で主権者教育が実施されたけれど、社会問題などについての生徒間の議論については、わずか20%の学校でしか行われていないという現実もあります。

生徒間の自主的な意見発表や討論などの機会を設けるというのは、これまであまりない手法であり、学校の現場では多くの困難があるのではないのでしょうか現実のテーマを見据えたしっかりとした主権者教育を現場が積極的に行えるようにしていくことが一番大切だと思いますが、このような現状でよいと思われませんか。このような課題を克服するためにどのような工夫がなされているのでしょうか。参考となる事例がありましたら、教えてください。

(学校外の活動の届け出制)

岩国市では高校生がある集会に出席し、意見を述べたという事例がありますが、県内で実際に届け出がされた事例があるのでしょうか。あれば、その件数と、届け出に基づき学校側の指導が行われた事例があれば、具体的に教えてください。

## (3) 公職選挙法の解釈について

法律の解釈については、選挙管理委員会が所管していると考えていいのですね。そこでもう少し具体的にお聞きします。

解説書などには、事前運動に該当するかどうかの判断基準として3つの要素が挙げられています。選挙を特定し、立候補予定者名を挙げ、そして投票依頼をする。この3点が揃っていれば事前運動として違反になると考えていいのでしょうか(再確認)。

さらに具体的にお聞きします。特定の立候補予定者の後援会が、名前と政策だけを記載し、もちろん選挙も特定せず、投票依頼もしないで、チラシを作り配布することが一般に行われていますが、こうした資料は選挙の公示・告示までは、政治活動として自由に行うことができると考えていいのでしょうか。

同じような内容の資料であれば、後援会以外の市民団体が作り配布することも可能だ

と思いますが、それでいいのでしょうか。

## 2 経費の支出状況について

山口県の出張旅費の支給状況を聞いて、やはり舛添知事が例外なのだとわかり、少し安心しました。知事が海外出張される場合に、それなりの飛行機の座席クラスを利用され、セキュリティの確かな一流のホテルに宿泊されることは、その職務の重要性などを考えれば問題にすべきことではないと思いますが、もう一つ、確認させて下さい。出張旅費の予算計上の際には、運賃や宿泊費などについて、正規の額で見積もりを行うのですか。それとも、事前に業者に見積もりをさせてその額を基準にするのですか。仮に、前者だとすれば、かなりの額の予算が余ると思いますが、それはどのように処理されているのでしょうか。

## 3 米軍基地問題について

岩国基地関連でも、これまで多くの事件事故が起こっています。数年前も、軍属による交通死亡事故が発生し、結局うやむやになったように記憶していますが、これはどのように処理されたのでしょうか。これまで岩国で検挙し起訴に至った事例は何件あるのでしょうか。また、日米地位協定の他にいわゆる「密約」の存在がすでに明らかになっていますが、その中で公務外の犯罪に対する日本側の裁判権が事実上放棄されているというのは本当でしょうか。

アメリカ兵による犯罪を繰り返さないためには、彼らも、公務であれ公務以外であれ、日本人と同じように日本の法律によってきちんと裁かれるという仕組みを最低限作る必要があると思います。

沖縄県知事は、地位協定の抜本的改定を求めています。実は、岩国市も空母艦載機の受け入れに当たって40数項目の要望書を出していますが、その中の重要項目として、地位協定の改定が上がっています。

山口県としても、地元自治体と歩調を合わせ、県民の安全安心を守るために、地位協定の抜本的改定を沖縄県と同様に知事会とは別に強く政府に求めていくべきではないでしょうか、知事のお考えをお聞かせください。

## 4 林道工事に伴う残土処理について

私たちの目に触れる機会の少ない山間部で大規模な公共事業が延々と続いており、毎年多額の県予算がすぎ込まれていることを改めて認識させられました。この林道事業については、緑資源機構が廃止された際に関係都道府県が承継したと聞いていますが、無駄な公共事業との批判もある中で、山口県としてはその必要性についてどのように判断されたのでしょうか。地域住民や林業関係者などの意見は反映されているのでしょうか。併せて、教えてください。

今回の土砂撤去の追加費用について何百万円もかかるようなものではないとのご説明でしたが、私が調べたところ、この金額は、現在ある2600立方メートルの残土をトラックで取り除くだけの費用だと思われます。私も現場に行ってみましたが、あれほどの大量の土砂を除去するのに半年以上もかかる工事や整備費、人件費などは新たに生じた無駄な経費ではないのですか。現場で作業をしている方も、「余分な仕事だ」とおっしゃっていました。農林事務所の方も、「設計変更だからそれほど経費はかからない」と言

われていましたが、どうもその仕組みがよくわかりません。もう一度わかりやすく説明してください。

---

## 〈再々質問〉

### 1 公職選挙法の解釈について

もう一点、お尋ねします。

政党の掲示板に、立候補予定者の写真が大きく掲示されているのをよく見ます。一方、市民や市民団体が同じように立候補予定者のポスターを貼ったり、プラカードや旗を掲げたりすることは許されないと聞いていますが、そのような理解でいいのでしょうか。

前者が良くて、後者は違法とされる法的な根拠、その判断基準はどこにあるのでしょうか、教えてください。

現在の公職選挙法のもとでは、公示・告示までが勝負で、選挙になったら規制が厳しく何もできないと言われていています。こうした選挙のあり方そのものを改める必要があると思いますが、当面、少なくとも、現行法のもとで、過去の判例や通達などを参考にし、選挙管理委員会において適法、違法両方の事例集などを作っていないだけでいいのでしょうか。そうすれば、市民の皆さんも安心して活動ができますし、それが選挙に対する関心を高め、ひいては投票率の向上につながるのではないかと思います、いかがでしょうか。

学校外での政治活動に関する届け出制について、届け出制を導入した県立高校ではないとのことですが、それはただ判断を委ねられた学校が、横並びで判断をしていないだけだと思います。各学校の自主判断にゆだねるというのは、言い換えれば、ただ現場に責任を転嫁し、県教委としての大切な役割を放棄していると思われませんか。教育長いかがお考えでしょうか。

### 2 残土処理について

3年程前のことですが、今回の残土処理場から山を一つ越えた場所に同じ林道工事による土砂の処理をした箇所があります。その時には地元の自治会長に県からきちんと事前報告があったそうです。この場合はどのような判断で説明をされ、どうして今回は事前説明がなかったのでしょうか。その理由を教えてください。

実は今回の件に関する一連の新聞記事を読んだ別の地区の住民から、やはり事前の説明がなく工事が始まっているが土砂を除去してもらえるのだろうか、との問い合わせを数件受けております。

これまでも、林道工事に伴い大量の残土が発生しているはずですが、そのおおよその全体量と処理方法、処理場の数などを教えて下さい。今後、地域によっては、改めて住民説明会を開催して、災害の危険性など特別の事情がある場合には、今回と同様に撤去することも検討されるのでしょうか。

以上